

- 1 EU(欧州連合。以下同じ。)加盟国の雇用担当大臣は 2022 年 12 月 8 日に、石綿（アスベスト。以下本稿では「アスベスト」といいます。）のリスクに対する労働者の保護に関する EU の法制を強化する提案について、共通の立場で合意しました。この規制強化の提案の最も重要な内容は、アスベストについての現在の職業上のばく露限界 0.1 繊維/cm³をその 1/10 に（つまり、0.01 繊維/cm³に）強化するというものです。
- 2 本稿は、上記 1 の合意を受けて EU 理事会が、①「Asbestos: Council agrees to improve protection of workers（石綿：欧州理事会は、労働者の保護の改善に合意）」に関して、2022 年 12 月 8 日に行った報道発表資料（参考資料 1）及び②関連する附属資料として 2022 年 11 月 8 日に公表した資料について、原則として「英語原文—日本語仮訳」（必要に応じてこの資料作成者の補足説明を含む。（参考資料 2）として、紹介するものです。
- 3 また、EU 委員会が③“Study on collecting information on substances with the view to analyse health, socio-economic and environmental impacts in connection with possible amendments of Directive 98/24/EC (Chemical Agents) and Directive 2009/148/EC (Asbestos), Final report for asbestos”(指令 98/24/EC（化学物質）及び指令 2009/148/EC（アスベスト）の改正案に関する健康、社会経済及び環境への影響を分析するための物質に関する情報収集に関する研究、アスベストに関する最終報告書（2021 年 9 月完成）)中の“4.1 Existing national limits for asbestos”（現に存在する国別のアスベストの限界値。日本についてもアスベストの管理濃度が正確に記載されています。）に掲載されている限界値の全部を抜粋して紹介します（参考資料 3）。
- 4 さらに、④英国、EU、ドイツ、アメリカ合衆国及び日本における石綿（アスベスト）についての職業上のばく露限界値については、参考資料 4 として紹介しています。
- 5 これらの国々及び EU におけるアスベストに関する法令による規制の内容については、既に「主要国及び EU（欧州連合）における石綿規制について」として 2021 年 1 月 28 日に中央労働災害防止協会技術支援部国際課のウェブサイト（https://www.jisha.or.jp/international/topics/202102_02.html）で掲載してあります（ドイツについては、さらに、アスベストを規制している「有害物からの保護規則（ドイツ語原文では、Verordnung zum Schutz vor Gefahrstoffen）（略称：Gefahrstoffverordnung - GefStoffV）」について 2022 年 8 月 30 日に中央労働災害防止協会技術支援部国際課のウェブサイト（<https://www.jisha.or.jp/international/index.html>）で掲載してありますが、これについても 2021 年 7 月 21 日以降は改正されていないことを 2023 年 1 月 23 日にドイツ語原文で確認しました。）が、これらの規制内容については現在でも変更のないことを確認しました。
- 6 おって、EU 委員会及び EU 理事会が公表した、石綿（アスベスト）のリスクに対する労働者の保護に関する EU の法制を強化する提案に関するこれらの 3 種類（上記の①、②及び③）の資料をみますと、EU 委員会の検討の過程が詳細にわかりますが、これらがいかに徹底したものであったかについても印象を深めました。

(資料作成者注)：本稿で掲載している参考資料の一覧は、次のとおりです。(再掲)

- 参考資料 1 「Asbestos: Council agrees to improve protection of workers (石綿：欧州理事会は、労働者の保護の改善に合意)」に関して、2022 年 12 月 8 日に行った報道発表資料
- 参考資料 2 上記の参考資料 1 に関連する附属資料として 2022 年 11 月 8 日に公表した資料
- 参考資料 3 ③“Study on collecting information on substances with the view to analyse health, socio-economic and environmental impacts in connection with possible amendments of Directive 98/24/EC (Chemical Agents) and Directive 2009/148/EC (Asbestos), Final report for asbestos”(指令 98/24/EC (化学物質) 及び指令 2009/148/EC (アスベスト) の改正案に関する健康、社会経済及び環境への影響を分析するための物質に関する情報収集に関する研究、アスベストに関する最終報告書 (2021 年 9 月完成))中の“4.1 Existing national limits for asbestos” (現に存在する国別のアスベストの限界値) に掲載されている限界値の全部
- 参考資料 4 英国、EU (欧州連合)、ドイツ、アメリカ合衆国、及び日本における石綿 (アスベスト) についての職業上のばく露限界値

この資料の作成年月 2023 年 1 月

この資料の作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課